

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	5-2
許認可等の種類	覚醒剤施用機関等の指証の再交付			
根拠法令条例等・条項	覚醒剤取締法第11条			
許認可等の概要	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者の指定証の再交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・覚醒剤取締法第11条 指定証を毀損し、又は亡失したときは、覚醒剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは15日以内に、覚醒剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	-			